

[第2章] 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証における全学的な方針及び手続について、以下の要件を設定し明示しているか。

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する本学の基本的な考え方としては、建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価とPDCAサイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むこととしている。この基本的な考え方は、2020年度大学評価委員会にて策定された「内部質保証に関する方針」に明示されており、学部長会議及び大学院運営委員会を経て、東海大学オフィシャルサイトに公開されている（資料B-1）。

2021年度より、本学の内部質保証に関して責任を負う全学的な基幹組織として、既往の学長諮問機関である大学評価委員会を改編した、「大学評価審議会（資料B-2）」が設置されている。この審議会には、常設の専門部会として、「自己点検・評価委員会（資料B-3）」「内部質保証推進委員会（資料B-4）」「総合的業績評価委員会（資料B-5）」が設置されており、これら3部会の活動を柱として、全学的な大学評価体制が実現できるものと考えている（資料B-6）。

また、大学評価審議会の権限と役割については、「東海大学大学評価審議会規程」（資料B-2）に明示されている。本審議会委員長は、学長が指名する副学長等となっており、本学における内部質保証に関する実質的な責任者と位置付けている。

大学評価審議会と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担については、各研究科・学部、各研究所及びセンター等において、研究科評価委員会及び学部等評価委員会の設置が規程（資料B-7、8）により定められており、各々の部署における自己点検・評価活動を通じた内部質保証の責任を担っている（自己点検・評価体制 資料B-9）。

本学では、教育の内部保証に関するPDCAサイクルの基本的な方針を、2020年度大学評価委員会内部質保証検討委員会（2020年度まで本名称で活動）にて検討し、その結果を全学対象のFD研究会にて説明を行った（資料B-10）。基本方針として教育の内部保証のレベルを、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」とし、それぞれのレベルにおいて具体的な検証評価指標を定め、PDCAサイクルの達成を図るものとしている。さらに、2021年度において、この基本方針の具体的かつ詳細な内容を、「教育の内部質保証マニュアル」にまとめ全学に公表した。また、このマニュアルに沿って、2022年度カリ

キュラムを対象とした、教育の内部質保証に関する施策実施のための準備を開始した（資料 B-11～13）。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているか。
 評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成を適切に設定しているか。

前述のとおり、本学の内部質保証に関して責任を負う全学的な基幹組織として、学長の諮問機関である「大学評価審議会（資料 B-2）」が設置されている。この審議会には、常設の専門部会として、内部質保証の推進に関わる施策の検討・実施を担う「内部質保証推進委員会（資料 B-4）」が設置されており、全学的な内部質保証の体制が整備されている（大学評価体制 資料 B-6）。

さらに、大学評価審議会は、大学評価審議会規程に則り、学長より指名された委員長を中心に協議のうえ、全学的なバランスや適切性を考慮し、学内委員及び、学外委員や学生代表（学生ヒヤリングにおいて選出）なども含め適切に選出されている（資料 B-14、15）。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）、アセスメントポリシー（学修成果の評価の方針）を策定するにあたって、全学としての基本的な考え方を適切に設定しているか。
 評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みを行っているか。
 評価の視点3：学部・研究科及びその他の組織において、定期的に自己点検・評価を行っているか。
 評価の視点4：学部・研究科及びその他の組織において、自己点検・評価結果に基づいた改善・向上が計画的に行われているか。
 評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対して適切に対応しているか。
 評価の視点6：自己点検・評価において客観性、妥当性は確保されているか。

※covid-19 への対応報告を追加 【必須（大学全体）】

内部質保証推進組織等は、内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学科等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいて、COVID-19 への対応・対策としてどのような措置を講じたかを記述。

本学では、大学全体レベル及び、学位プログラムレベル（基本的に学科レベル）において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーを策定している。それぞれのポリシーの策定（改訂）時にあたっては、東海大学教育審議会より、「3つのポリシー策定の基本方針（学部版）（大学院版）」が示され、各ポリシー策定の基本的な考え方、策定にあたっての留意点や、全学統一の書式等が明示さ

れている（資料 A-5～7）。アセスメントポリシーについては、大学全体、学部・学科、授業科目の各レベルにおいて、それぞれ学修（学習）成果の評価の方針を定めている。さらに、2021年度に「教育の内部質保証マニュアル」を策定し、具体的な学修（学習）成果の評価及び可視化方法を示し全学に公開している（資料 B-11）。

内部質保証の推進の基盤である、大学評価審議会による大学全体及び、学部・研究科、研究所、センター等の組織の各評価委員会による自己点検・評価活動が毎年度実施されている（資料 B-16）。さらに、毎年度提出される大学全体及び各組織における自己点検・評価報告書の点検評価結果、改善・課題事項に対する助言・指摘等のフィードバックが大学評価審議会を経由してなされている（自己点検・評価体制 資料 B-9）。その際、点検評価における客観性および妥当性を確保するために、大学評価審議会では異なる所属かつ複数委員による相互の点検評価を行う体制としている（資料 B-2）。このような大学評価審議会による、毎年度の自己点検・評価活動の総括は、大学評価審議会活動報告として学長、副学長に提出され、概要説明及び質疑・意見交換、改善事項確認、要望等がなされ、次年度の活動方針に反映されている（資料 B-17）。

さらに、2021年度の大学評価審議会においては、専門部会である内部質保証推進委員会主導により、2022年度より導入を計画している、授業科目レベル、学位プログラムレベル、大学全体レベルにおける内部質保証を推進する具体的な施策に関する準備活動を全学的に展開した。（資料 B-17）。

また、本学独自のシステムとして、大学院研究指導教員資格再審査委員会があり、大学院において高いレベルでの研究教育が担保されるよう、3年に1度、教員の指導資格の再審査による自己点検・評価も行っている（資料 B-18）。

文部科学省からの「設置計画履行状況報告書」などの指摘事項については高等教育運営本部ビーワンオフィスが対応しており、「設置計画履行状況報告書」は大学 Web サイト上で公表している（資料 B-19）。また、大学基準協会による認証評価における、指摘事項に関しても、高等教育本部キャンパスサポートオフィスが速やかに改善を図っている（資料 B-20）。

※COVID-19 への対応報告（大学全体）

内部質保証を担う大学評価審議会及び、専門部会である「自己点検・評価委員会」「内部質保証推進委員会」「総合的業績評価委員会」は、全てリモート会議による開催とした。また、学部・研究科等と大学評価審議会との連携に関しても、リモート会議開催やメールによる文書等の発信、受領とし、極力人的接触、3密を避けた形で運営した。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表しているか。

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性は確保されているか。

評価の視点3：公表する情報は適切に更新されているか。

本学は、企業と同様に大学は社会的責任を担う必要があると考えている。2006年に、本学はUSR（University Social Responsibility：大学による社会的責任）を果たすことを

掲げるとともに、これを推進してきた（資料 B-21）。教員は研究・教育・学内外運営の3分野の活動・成果について、教員活動情報システムに毎年度登録を行う（資料 B-22）。ここに登録されたデータの妥当性は、部署・部門の評価者によって2段階の承認作業を経て、公開データとして最終的に登録される（資料 B-23）。これらの教員活動情報は、個人情報などを除き、教員活動情報システムによって公表され、学内外から検索閲覧が可能となっている。（資料 B-22）。また、各部門における評価基準は、全学的な大学評価審議会総合的業績評価委員会で点検されている（資料 B-5、24）。

また、大学全体及び、学部・研究科等の各部門より提出され、大学評価審議会の点検評価を経た自己点検・評価報告書については、毎年度、東海大学教育研究年報としてまとめ、東海大学オフィシャルサイト上にて学内外に公表している（資料 B-25）。

東海大学オフィシャルサイトでは「情報の公開」として、社会貢献活動や大学間連携などの諸活動の公開とともに、学校法人東海大学の事業報告書の中で財産目録・賃借対照表・収支計算報告書・監事の監査報告書を掲載し、毎年度更新している（資料 B-26）。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルにおいて、適切性、有効性は確保されているか。
 評価の視点2：内部質保証システムについて、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を行っているか。
 評価の視点3：自己点検・評価結果及び外部を含む評価に基づいた改善・向上が行われているか。

内部質保証システムを全学的に統括推進する組織として、大学評価審議会内部質保証推進委員会が常設設置（資料 B-2、資料 B-4）されており、毎年度、内部質保証の改善向上のための施策の検討及びその適切性について審議している（資料 B-27）。さらに、大学評価審議会自己点検評価委員会による全学レベルの自己点検評価・活動及び、学部・研究科等レベルにおける自己点検・評価活動が実施されており、それらの点検評価結果は、「自己点検評価・報告書」にまとめられ、大学評価審議会において学外委員を含む複数の委員により点検評価が重ねられ、その結果をフィードバックすることで、全学的なPDCAサイクルにおいて適切性、有効性が確保されている（資料 B-6）。これらの自己点検・評価の過程には根拠資料が添付され、できる限り定量的な情報を基に実施運用され、適切な根拠資料による客観的 point 検・評価により、適切性・有効性を高めている。

学長からの諮問を受けた大学評価審議会は、学長・副学長が中心となって構成される高等教育運営本部に対して、毎年度自己点検・評価結果について委員長より直接答申が伝えられ、現状の確認及び、課題の抽出、改善案の検討、大学評価審議会からの改善要望等を行っている。これにより、学長のガバナンスによる、効果的な組織体制の実現を図っている（資料 B-6）。

2021年度は、特に2022年度に予定されている全学的な改組改編と、それに伴う教育課程の改編に対応して、大学全体レベル及び、学部・研究科等レベルにおける、さらなる内部質保証システムの改善のための施策の検討提案「教育の内部質保証マニュアル」（資料 B-

11)が、大学評価審議会内部質保証推進委員会よりなされ、2021年度は導入準備期間とし、2022年度以降の実施が組織決定されている（資料B-11）。

2.2. 長所・特色

（大学全体）

2019・2020年度の教育評価に関するワーキンググループ、委員会等における議論検討を踏まえて、2021年度において、教育の内部質保証を実質的に全学展開するための具体的施策を策定し、それらを「教育の内部質保証マニュアル」（資料B-11）として開示した。具体的施策の内容としては、「カリキュラムマップ」「共通ループリック」「授業詳細（コマ）シラバス」「授業理解度調査」の導入について、2025年度を完成年度として全学的に展開することを組織決定し、2021年度をそのための導入準備期間とし取り組みを開始した。

2.3. 問題点

（大学全体）

特になし

【前年度記載の問題点の改善状況】（大学全体）

「授業科目レベル」にける内部質保証を具体的に担保するための取り組みが確立していないことが2020年度自己点検・評価において明らかとなった。そのため、2021年度において「教育の内部質保証マニュアル」を策定し、「カリキュラムマップの導入」「共通ループリックの導入」「授業詳細（コマ）シラバスの導入」「授業理解度調査の導入」について2022年度～2025年度の間での完成を目指して全学的に展開することを決定し、2021年度をそのための導入準備期間とし取り組みを開始した。

【学部・研究科における問題点】（経済学研究科）

ウェブサイトの更新頻度はもう少し高めていく必要がある。

【根拠資料】

2-3-6-1 2021年度新規担当教員

2-3-6-2 東海大学ホームページ経済学研究科（博士課程）ニュース

【学部・研究科における問題点】（法学研究科）

法学研究科では、「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」の内部質保証体制を構築するために、法学部全教員が参加する大学院教授会において毎回実施される法学研究科改革のための議論を踏まえ、法学研究科改革のための行動指針を策定し、法学研究科内で、より具体的に自己点検・評価結果及び法学研究科と法学部の教員の評価に基づいた改善・向上を行っている。しかし、2021年度においては、行動指針に基づいた行動計画の策定、ワーキンググループ会議の開催にまでは至らなかったため、2022年度において、これらを実現することが課題として残されている。

【根拠資料】

1-3-7-1 法学研究科改革のための行動指針

- 1-3-7-3 2022年度～2027年度行動計画素案
 1-3-7-4 行動指針・行動計画策定ワーキンググループ設置案
 1-3-7-6 2021年度法学研究科教授会議事録

【学部・研究科における問題点】（健康科学研究科）

研究科の基礎となる学部（健康科学部）が2018年4月より改組され、医学部看護学科と健康学部健康マネジメント学科に分離し、両学科とも2022年3月に完成年度を迎える。それぞれの学士課程にふさわしい研究科を設置して内部質保証をはかっていく必要がある。特に保健福祉学専攻については、ソーシャルウェルネスをキーワードに、健康を多角的に学ぶというコンセプトで設置された健康学部との接続させることを意識した研究科の設置が望まれる。

【前年度記載の問題点の改善状況】（健康学部）

全学的な業績評価システムを補完する制度として「研究部門学部優秀賞」を創設し、試行的に実施した。

【根拠資料】

- 2-2-7-1 研究部門学部優秀賞依頼書

【前年度記載の問題点の改善状況】（法学研究科）

2021年度には、改善の成果もあり、内部新学者1名の確保に至った。その上で、更なる内部質保証に向け、行動指針を改定し、行動計画策定、そのためのワーキンググループ設置に向けた議論を行っている（資料1-3-7-1、資料1-3-7-3、資料1-3-7-4）。

【根拠資料】

- 1-3-7-1 法学研究科改革のための行動指針
 1-3-7-3 2022年度～2027年度行動計画素案
 1-3-7-4 行動指針・行動計画策定ワーキンググループ設置案

【前年度記載の問題点の改善状況】（工学研究科）

【前年度記載事項】工学研究科では研究科長及び専攻長を委員とする評価委員会を設置しているが、評価に関する活動は専攻長・教務委員会において行ってきた。今後は評価委員会として組織的・計画的な改善・向上を行っていく。

【改善】2021年度は研究科設置の評価委員会を1回開催し、評価に関する取り組みの現状と課題について議論した。2022年度以降も評価委員会における議論を活発化していく布石とした。

【根拠資料】

- 2-3-12-1 2021年度工学研究科各種委員会委員名簿
 2-3-12-2 2021年度第1回工学研究科評価委員会議事録

【前年度記載の問題点の改善状況】（健康科学研究科）

2023年4月設置予定の医学研究科看護学専攻、健康学研究科健康マネジメント学専攻に分離して、それぞれの専攻を新規開設すべく、準備を進めている。新しい研究科体制構築の準備をすすめるなか、内部質保証についても取り組みを行う必要がある、と昨年明記したが、研究科の新設準備を進めるにあたって、両専攻とも、学士課程と連動した教育プログラムを実現させることで、内部質保証をはかることを意識している。特に保健福祉専攻は、健康を総合的に学ぶ健康学部という学士課程との接続である大学院研究科へと発展させることを意識した設置準備作業を行っている。

【根拠資料】

2-3-16-1 医学研究科看護学専攻設置届出書

2-3-16-2 健康学研究科設置届出書

2.4. 全体のまとめ

東海大学では、内部質保証のための全学的な方針及び手続等に関して、「内部質保証に関する方針」を定め公表している。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の諮問機関である大学評価審議会が設置され、その権限と役割は規定により明確化されている。学部・研究科、その他の組織において、内部質保証の推進に責任を負う組織として、各組織にそれぞれ評価委員会が設置されており、大学評価審議会と連携しながらその役割を担っている。

本学においては、大学全体及び学位プログラムレベル、大学院全体及び研究科レベルにおいて、それぞれ3つのポリシーが策定されており、その策定（改訂）時にあたっては、「3つのポリシー策定の基本方針」が東海大学教育審議会より示されている。

本学では、大学全体及び学部・研究科、その他の組織を対象として、毎年度自己点検・評価を実施している。提出された各部門からの自己点検・評価報告書は、大学評価審議会による点検評価を経て、各部門にフィードバックされるとともに、大学評価審議会より、学長・副学長等によって構成される高等教育運営本部に対し報告がなされ、その中において改善事項や課題に対する要望などが確認され、次年度における活動方針に反映されることにより、PDCAサイクルを機能させている。さらに、大学評価審議会では、内部質保証システムの適切性等についても、常設専門部会である内部質保証推進委員会を設置し、定期的に点検・評価を行い、改善・向上を図っている。

また、本学における教育研究活動、自己点検・評価、財務、その他の諸活動の状況等は、大学による社会的責任を果たすという方針に従って、東海大学オフィシャルサイトにて毎年度更新された情報が学内外に公開されている。

【学部・研究科における特記事項】（健康学部）

健康学部独自の取り組みとして、各委員会の活動毎にアクションプラン PDCA シートを導入した。

【根拠資料】

2-2-7-2 第1回戦略会議資料

【学部・研究科における特記事項】（観光学部）

2022年度の改組改編に向けて、学部FD委員会において3つのポリシーを確認し（オンライン形式）、その後の学部FD研究会でディプロマ・ポリシーに深く関係するゼミおよび卒業研究の在り方を議論した。

【根拠資料】

2-2-11-1 2021年度FD活動報告書（観光学部）

【学部・研究科における特記事項】（情報通信学部）

作成した事業計画書をもとに、翌年度の事業計画書のヒアリングの際に点検評価を実施し、翌年度の運営方針、事業計画に反映している（資料2-2-12-1）。

【根拠資料】

2-2-12-1 【情報通信学部】○高等教育部門 2021運営方針

【学部・研究科における特記事項】（医学部医学科）

医学科では、日本医学評価機構（JACME）による医学教育分野別評価を、2021年度受審にあたり、自己点検評価委員会及びその下部組織となる自己点検評価小委員会にて、医学科に関連する多くの教職員が自己点検に携わる体制を構築している（2-2-14-1-1）。

また、作成している自己点検評価報告書について、伊勢原校舎全体で報告会を開催し、作成に関わっていない教職員にも、周知を図るとともに、改善に向けた意見を求めた（1-2-14-1-2）。

さらに、医学教育分野別評価は、受審後も改善に向けた取組みを継続して報告するため、定期的な自己点検評価が行われる（2-2-14-1-3、2-2-14-1-3）。

【根拠資料】

2-2-14-1-1 自己点検評価委員会・自己点検評価小委員会名簿

2-2-14-1-2 自己点検評価全体報告会スケジュール

2-2-14-1-3 日本医学評価機構ホームページ

<https://www.jacme.or.jp/accreditation/flow.php>

【学部・研究科における特記事項】（生物学部）

FD研修会を開催し、内部質保証について議論を進めている（資料2-2-20-1）。

【根拠資料】

2-2-20-1 2021年度FD活動報告書（生物学部）

【学部・研究科における特記事項】（情報通信学研究科）

作成した事業計画書をもとに、翌年度の事業計画書のヒアリングの際に点検評価を実施し、翌年度の計画書に反映している（資料1-3-13-3）。

【根拠資料】

1-3-13-3 2021事業計画 情報通信学研究科

2.5. 根拠資料

- A-5 東海大学オフィシャルサイト（理念・憲章）
<https://www.u-tokai.ac.jp/about/philosophy-history/concept/>
- A-6 東海大学オフィシャルサイト（教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー（学部）、アセスメント・ポリシー）
<https://www.u-tokai.ac.jp/about/philosophy-history/policy/>
- A-7 東海大学オフィシャルサイト（教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー（大学院））
- B-1 内部質保証に関する方針
<https://www.u-tokai.ac.jp/uploads/2021/05/4549c75411dd24dddeaaec5cd9fc462c.pdf>
- B-2 東海大学大学評価審議会規程
- B-3 東海大学 Policy・Working・Meeting 自己点検・評価委員会規程
- B-4 東海大学 Policy・Working・Meeting 内部質保証推進委員会規程(4854)
- B-5 東海大学 Policy・Working・Meeting 総合的業績評価委員会規程(4846)
- B-6 大学評価体制
- B-7 東海大学 Policy・Working・Meeting 大学院研究科評価委員会設置規程(4856)
- B-8 東海大学 Policy・Working・Meeting 学部等評価委員会設置規程(4851)
- B-9 自己点検・評価体制
- B-10 内部質保証システム（学視研）
- B-11 教育の内部質保証マニュアル
- B-12 カリキュラムマップ作成依頼
- B-13 大学院研究科博士課程前期及び修士課程における内部質保証に関する調査
- B-14 大学評価委員会委員名簿
- B-15 学生参加名簿
- B-16 2020年度自己点検・評価報告書
- B-17 2021年度大学評価委員会活動報告書
- B-18 東海大学大学院研究指導教員資格再審査規程(1465)
- B-19 設置計画履行状況報告書
- B-20 改善報告書
- B-21 東海大学オフィシャルサイト チャレンジセンター USR 型社会貢献
- B-22 教員活動情報システム
- B-23 教員活動情報検索
- B-24 東海大学総合的業績評価規程(4844)
- B-25 東海大学オフィシャルサイト 教育研究年報
https://www.u-tokai.ac.jp/effort/activity/annual_report/
- B-26 学校法人東海大学オフィシャルサイト 事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要）2021年度事業報告
https://www.tokai.ac.jp/information/financial_data/
- B-27 2021年度内部質保証推進委員会第1回議事録